

4 皆さんの権利を守ります(権利擁護)

65歳以上の皆さんが安心していきいきと暮らすために、皆さんが持つさまざまな権利を守ります。 成年後見制度の紹介、虐待の早期発見や消費者被害への対応などを行います。

成年後見制度/認知症、知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分になったときに、財産管理や契約で不 利益を被ったり、人間として尊厳がそこなわれたりすることのないよう、主に法律面で支援することです。

- 5 さまざまな方面から皆さんを支えます(包括的・継続的支援ケアマネジメント) 適切な介護サービスを利用できるように、地域のケアマネジャーを支援します。 また、主治医やケアマネジャーなどの他の職種、地域の関係機関との連携を取っていきます。
- 6 認知症について

ご本人、ご家族や近隣の方などの認知症の相談に応じます。

- また、認知症への理解を深め、安心して地域で暮らせるよう支援します。
- ①相談の受け付け/電話、来庁、訪問やメールなどで、ご相談に応じます。
- ②認知症サポーター養成講座の開催/希望される方は、ご連絡ください
- ③SOSネットワーク/徘徊で行方不明になる可能性のある方の情報を町や警察などで共有したり、行方不明に なったときに捜索したりします。
- ④かんたん位置情報サービス/徘徊(はいかい)で行方不明になる可能性のある方の場所を、ご家族が場所を把握 できるようGPS(地球上の現在位置を測定するためのシステム)装置を貸し出します。
- ⑤笑劇団Cat's/認知症啓もうのため、寸劇を披露しています。ご要望があれば、どこへでも伺います。
- ⑥認知症出前講座/ご要望の場所へ赴き、認知症についての講話を行います。
- (7)脳トレ摩周/脳と体を活性化するゲームや体操のサポーターを、要望のあるところに派遣します。

7 その他

介護をしているご家族向けの講演会を、弟子屈町介護者と共に歩む会と一緒に行っています。

問い合わせ先/町地域包括支援センター(役場健康推進課内)☎482-2935(課直通)

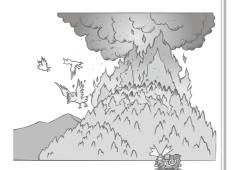
弟子屈町林野火災予消防対策協議会からのお知らせ

~山火事は 森の命を 消していく~

林野火災が心配される季節になりました。

町民の皆さんや観光客の方が、余暇などを利用して山林に立ち入ること が多くなるシーズンです。山火事防止のため、次の点にご協力をお願いし ます。

- ●山林内での喫煙や携帯ガスコンロなどの火気の取り扱いに、十分注意し ましょう。
- チェーンソーなどの機械の使用には、十分注意しましょう。
- ▶林野火災予防強調期間/4月21日休~5月31日伙



(事務局/役場農林課林務係☎482−2936(課直通))

高齢者の皆さんを総合的に支援

こんにちは 地域包括支援センター

皆さん「地域包括支援センター」をご存じですか?

同センターは、本町で暮らす65歳以上の皆さんが住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう 介護サービスをはじめ、福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支える組織です。

どこにあるの?

役場1階、健康推進課の中にあります。

どんな人がいるの?

主任ケアマネジャー、保健師と社会福祉主事がいます。

どんなことをしているの

1 なんでも相談(総合相談支援業務)

65歳以上の皆さんや、その家族の方の相談を受け、制度やサービスに関するさまざまな情報を提供しています。 医療機関への紹介も行っています。

2 自立した生活をお手伝いします(介護予防ケアマネジメント)

「介護保険の対象になる可能性のある方(二次予防高齢者)」や「介護保険の対象の方のうち、要支援1・2の方」を対象と して、生活支援の計画を作成し、介護予防サービス利用の調整をしています。

- 3 要介護状態にならないような地域づくりをしています(介護予防事業) NEW!!
- ①一次予防事業/本町に住む方に対し、年齢を重ねても外出して、体を動かし、人と交流できるよう支援します。
- ★介護予防サークルへの支援
- ★冬場の転倒予防教室への支援
- ②二次予防事業/一定の基準に該当した方に対し、2つの教室を開催しています。
- ★ほがらかクラブ/週1回、3カ月間、教室に通って運動機能改善を目指します。
- ★ビタミン教室/月2回、半年間、教室に通って外出機会をつくり、運動や口腔(こうくう)機能の改善を目指し ます。
- ③リハビリテーション専門職員の地域への派遣/個人のお宅や、小さなグループで体操をしたい方に作業療法士 や理学療法士、言語聴覚士を派遣し、自宅での生活や介護予防を支援します。
- ④ボランティア育成/社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会と共に介護予防サポーター(ふまねっと、ガンバ ルーン、脳トレ)などを育成、支援します。

特定不妊治療

費用を助成します!

赤ちゃんが欲しいのになかなか授からない、でも不妊治療は経済的負担が大きくて…とお悩みの方はいらっ しゃいませんか?町では4月から、特定不妊治療(体外受精や顕微授精による治療)の費用助成を行っています。

▶対象/ご夫婦のいずれかの住民票が1年以上、本町にある方で、北海道特定不妊治療助成事業の助成を受けた 方、または受ける見込みのある方。

▶助成額

	妻(特定不妊治療)		夫(男性不妊治療)
年齢	40歳未満	40歳以上43歳未満	年齢制限なし
助成回数	通算6回	通算3回	生涯1回
助成限度額	1 回15万円まで		

※詳細については、町公式ウェブサイトをご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先/役場健康推進課健康推進係四482-2935(課直通)